



障害年金ガイド

平成31年度版

障害年金とは	1
受給要件	1
請求時期	4
障害年金・障害手当金の額	5
障害年金に該当する状態	7
Q & A	8
手続き	10
お問い合わせ先	11

障害年金とは

障害年金は、病気やけがによって生活や仕事などが制限されるようになった場合に、現役世代の方も含めて受け取ることができる年金です。

障害年金には、「障害基礎年金」「障害厚生年金」があり、病気やけがで初めて医師または歯科医師(以下、「医師等」といいます)の診療を受けたときに「国民年金」に加入していた場合は「障害基礎年金」、厚生年金に加入していた場合は「障害厚生年金」が請求できます。

なお、障害厚生年金に該当する状態よりも軽い障害が残ったときは、障害手当金(一時金)を受け取ることができます。

また、障害年金を受け取るには、年金の納付状況などの条件が設けられています。

受給要件

障害年金は、それぞれ「1」～「3」の条件のすべてに該当する方が受給できます。

障害基礎年金

障害の原因となった病気やけがの**初診日**(次ページ「用語の説明」参照)が次のいずれかの間にあること。

1

- ・国民年金加入期間
- ・20歳前または日本国内に住んでいる60歳以上65歳未満の方で年金制度に加入していない期間

*老齢基礎年金を繰り上げて受給している方を除きます。

2

障害の状態が、**障害認定日**(次ページ「用語の説明」参照)または20歳に達したときに、障害等級表(7ページ「障害等級表」参照)に定める1級または2級に該当していること。

***障害認定日**に障害の状態が軽くても、その後重くなったときは、障害基礎年金を受け取ることができる場合があります(4ページ「事後重症による請求」参照)。

3

保険料の納付要件を満たしていること(3ページ参照)。
20歳前の年金制度に加入していない期間に**初診日**がある場合は、納付要件は不要です。

障害厚生年金

1 厚生年金保険の被保険者である間に、障害の原因となった病気やけがの**初診日**があること。

2 障害の状態が、**障害認定日**に、障害等級表に定める1級から3級のいずれかに該当していること。

***障害認定日**に障害の状態が軽くても、その後重くなったときは、障害厚生年金を受け取ることができる場合があります(4ページ「事後重症による請求」参照)。

3 保険料の納付要件を満たしていること(3ページ参照)。

障害手当金(一時金)

1 厚生年金保険の被保険者である間に、障害の原因となった病気やけがの**初診日**があること。

*国民年金、厚生年金または共済年金を受給している方を除きます。

2 障害の状態が、次の条件すべてに該当していること。

- ・**初診日**から5年以内に治っていること(症状が固定)
- ・治った日に障害厚生年金を受け取ることができる状態よりも軽いこと
- ・障害等級表に定める障害の状態であること

3 保険料の納付要件を満たしていること(3ページ参照)。

用語の説明

●初診日

障害の原因となった病気やけがについて、初めて医師等の診療を受けた日をいいます。

同一の病気やけがで転医があった場合は、一番最初に医師等の診療を受けた日が初診日となります。

●障害認定日

障害の状態を定める日のことで、その障害の原因となった病気やけがについての初診日から1年6ヶ月をすぎた日、または1年6ヶ月以内にその病気やけがが治った場合(症状が固定した場合)はその日をいいます。

■ 保険料の納付要件

初診日の前日に、初診日がある月の2カ月前までの被保険者期間で、国民年金の保険料納付済期間（厚生年金保険の被保険者期間、共済組合の組合員期間を含む）と保険料免除期間をあわせた期間が3分の2以上あること。

[例1]

20歳

初診日

平成25年												平成26年												5	6	7	8	9					
5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9
納付	納付	納付	納付	未納	未納	未納	免除	免除	免除	免除	納付	納付	納付	納付	納付	未納	未納	未納	未納	未納	未納	未納	未納	未納	未納	未納	未納	未納	未納	未納	未納	未納	
納付済期間 (4カ月)				未納期間 (3カ月)				免除期間 (3カ月)				納付済期間 (5カ月)				被保険者期間 (15カ月)												5	6	7	8	9	
←	→	←	→	←	→	←	→	←	→	←	→	←	→	←	→	←	→	←	→	←	→	←	→	←	→	←	→	←	→	←	→		

<解説>

被保険者期間は、20歳から初診日がある月の2カ月前（平成26年7月）までの15カ月です。

このうち、保険料納付済期間および保険料免除期間は12カ月です。

上記の例では、保険料納付済期間および保険料免除期間が3分の2以上（10カ月以上）あるので納付要件は満たしています。

保険料の納付要件の特例

次のすべての条件に該当する場合は、納付要件を満たします。

- ・初診日が平成38年4月1日前にあること
- ・初診日において65歳未満であること
- ・初診日の前日において、初診日がある2カ月前までの直近1年間に保険料の未納期間がないこと

[例2]

20歳

初診日

平成25年												平成26年												1	2	3	4	5	6	7	8	9								
1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9								
未納	未納	未納	未納	未納	未納	未納	納付	納付	納付	免除	免除	免除	免除	免除	免除	納付	納付	納付	納付	未納																				
←	→	←	→	←	→	←	→	←	→	←	→	←	→	←	→	←	→	←	→	←	→	←	→	←	→	←	→	←	→	←	→									
直近1年間の期間 →保険料の未納期間がない																								5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9
←	→	←	→	←	→	←	→	←	→	←	→	←	→	←	→	←	→	←	→	←	→	←	→	←	→	←	→	←	→	←	→	←	→							

<解説>

初診日の前日における初診日がある2カ月前までの直近1年間に保険料の未納期間がないので納付要件は満たしています。

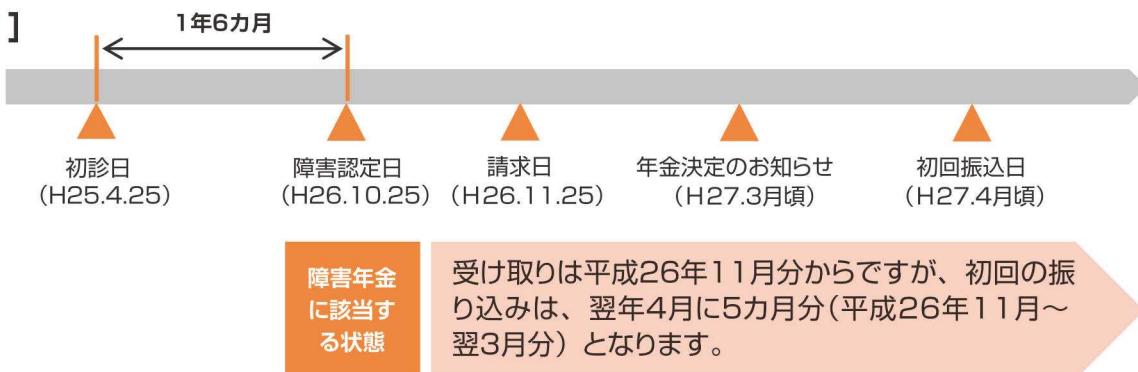
*初診日が平成3年5月1日前の場合は、納付要件が異なります。年金事務所にご相談ください。

請求時期

障害認定日による請求

障害認定日に法令に定める障害の状態にあるときは、障害認定日の翌月分から年金を受け取ることができます。このことを「障害認定日による請求」といいます。

【例1】



<解説>

このケースでは、初診日が平成25年4月25日のため、障害認定日は1年6ヶ月をすぎた日である平成26年10月25日となります。障害認定日の症状が法令に定める障害の状態にあれば、障害認定日以降に障害年金を請求することで、平成26年11月分から受け取れます。

事後重症による請求

障害認定日に法令に定める障害の状態に該当しなかった方でも、その後病状が悪化し、法令に定める障害の状態になったときには請求日の翌月から障害年金を受け取ることができます。このことを「事後重症による請求」といいます。

【例2】



<解説>

このケースでは、初診日は平成22年10月となります。障害認定日には、症状が軽かったので、障害年金には該当しませんでした。しかし、平成26年10月10日から人工透析（2級相当）を開始したため、人工透析開始日以降に障害年金を請求することで事後重症による障害年金を請求日の翌月分（平成26年11月分）から受け取れます。

*請求日が平成26年11月となった場合は、平成26年12月分からの受け取りになり、請求日が遅くなると受け取りの開始時期が遅くなります。障害年金を受け取ることができる状態になった場合は、すみやかにご請求ください。（請求書は、65歳の誕生日の前々日までに提出する必要があります。）

障害年金・障害手当金の額

障害基礎年金・障害厚生年金

障害の状態により、障害基礎年金は1級・2級、障害厚生年金は1級～3級の年金を受け取ることができます。

また、障害厚生年金の1級・2級に該当する場合は、障害基礎年金もあわせて受け取ることができます。

図は、イメージのため金額の多寡などは考慮しておりません。



※対象者がいる方のみ加算されます。

障害年金額・障害手当金額の計算方法

障害年金の額の計算方法は、障害の状態(等級)により異なります。例えば、障害年金の1級は、2級の1.25倍となっています。

障害の程度	年金・手当金の金額	
	障害厚生年金・障害手当金	障害基礎年金
1級	報酬比例の年金額 × 1.25 + (配偶者の加給年金額) 6ページ参照	975,125円 + (子の加算額)
2級	報酬比例の年金額 + (配偶者の加給年金額) 6ページ参照	780,100円 + (子の加算額)
3級	報酬比例の年金額 585,100円に満たないときは、585,100円	—
障害手当金 (一時金)	(報酬比例の年金額) × 2 1,170,200円に満たないときは、1,170,200円	—

障害厚生年金(報酬比例)・障害手当金(一時金) の計算式

報酬比例の年金額 = A + B

A:平成15年3月以前の加入期間の金額

$$\text{平均標準報酬月額}^{\ast 1} \times \frac{7.125}{1000} \times \text{平成15年3月までの加入期間の月数}^{\ast 3}$$

B:平成15年4月以後の加入期間の金額

$$\text{平均標準報酬額}^{\ast 2} \times \frac{5.481}{1000} \times \text{平成15年4月以降の加入期間の月数}^{\ast 3}$$

※ 1 平均標準報酬月額…………平成15年3月以前の標準報酬月額の総額を、平成15年3月以前の加入期間で割って得た額です。

※ 2 平均標準報酬額…………平成15年4月以降の標準報酬月額と、標準賞与額の総額を平成15年4月以降の加入期間で割って得た額です。

※ 3 加入期間の月数…………加入期間の合計が、300月(25年)未満の場合は、300月とみなして計算します。
また、障害認定日がある月後の加入期間は、年金額計算の基礎となりません。

加給年金額と子の加算額

1級・2級の障害基礎年金または障害厚生年金を受け取ることができる方に、生計を維持されている下記の対象者がいる場合に受け取ることができます。

	名称	金額	加算される年金	年齢制限
配偶者	加給年金額	224,500円	障害厚生年金	65歳未満であること (大正15年4月1日以前に生まれた配偶者には年齢制限はありません)
子2人まで	加算額	1人につき 224,500円	障害基礎年金	<ul style="list-style-type: none">18歳になった後の最初の3月31日までの子20歳未満で障害等級1級・2級の障害の状態にある子
子3人目から		1人につき 74,800円		

*配偶者が、老齢厚生年金、退職共済年金（加入期間20年以上または中高齢の資格期間の短縮特例に限る）または障害年金を受け取る間は、「配偶者加給年金額」は止まります。

障害年金に該当する状態

障害等級表

* 身体障害者手帳の等級とは異なります。

障害の状態	
1.両眼の視力の和が0.04以下のもの 2.両耳の聴力レベルが100デシベル以上のもの 3.両上肢の機能に著しい障害を有するもの 4.両上肢のすべての指を欠くもの 5.両上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの 6.両下肢の機能に著しい障害を有するもの 7.両下肢を足関節以上で欠くもの 8.体幹の機能に座っていることができない程度又は立ち上がることができない程度の障害を有するもの 9.前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁することを不能ならしめる程度のもの 10.精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの 11.身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの	1.両眼の視力が0.1以下に減じたもの 2.両耳の聴力が40センチメートル以上では通常の話声を解することができない程度に減じたもの 3.そしゃく又は言語の機能に相当程度の障害を残すもの 4.脊柱(せきちゅう)の機能に著しい障害を残すもの 5.一上肢の三大関節のうち、二関節の用を廃したもの 6.一下肢の三大関節のうち、二関節の用を廃したもの 7.長管状骨に偽関節を残し、運動機能に著しい障害を残すもの 8.一上肢のおや指及びひとさし指を失ったもの又はおや指若しくはひとさし指を併せ一上肢の三指以上を失ったもの 9.おや指及びひとさし指を併せ一上肢の四指の用を廃したもの 10.一下肢をリストラン関節以上で失ったもの 11.両下肢の十趾(し)の用を廃したもの 12.前各号に掲げるもののほか、身体の機能に、労働が著しい制限を受けるか、又は労働に著しい制限を加えることを必要とする程度の障害を残すもの 13.精神又は神経系統に、労働が著しい制限を受けるか、又は労働に著しい制限を加えることを必要とする程度の障害を残すもの 14.傷病が治らないで、身体の機能又は精神若しくは神経系統に、労働が制限を受けるか、又は労働に制限を加えることを必要とする程度の障害を有するものであって、厚生労働大臣が定めるもの
1.両眼の視力の和が0.05以上0.08以下のもの 2.両耳の聴力レベルが90デシベル以上のもの 3.平衡機能に著しい障害を有するもの 4.そしゃくの機能を欠くもの 5.音声又は言語機能に著しい障害を有するもの 6.両上肢のおや指及びひとさし指又は中指を欠くもの 7.両上肢のおや指及びひとさし指又は中指の機能に著しい障害を有するもの 8.一上肢の機能に著しい障害を有するもの 9.一上肢のすべての指を欠くもの 10.一上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの 11.両下肢のすべての指を欠くもの 12.一下肢の機能に著しい障害を有するもの 13.一下肢を足関節以上で欠くもの 14.体幹の機能に歩くことができない程度の障害を有するもの 15.前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの 16.精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの 17.身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの	1.両眼の視力が0.6以下に減じたもの 2.一眼の視力が0.1以下に減じたもの 3.両眼のまぶたに著しい欠損を残すもの 4.両眼による視野が二分の一以上欠損したもの又は両眼の視野が10度以内のもの 5.両眼の調節機能及び輻輳(ふくそう)機能に著しい障害を残すもの 6.一耳の聴力が、耳殻に接しなければ大声による話を解することができない程度に減じたもの 7.そしゃく又は言語の機能に障害を残すもの 8.鼻を欠損し、その機能に著しい障害を残すもの 9.脊柱の機能に障害を残すもの 10.一上肢の三大関節のうち、一関節に著しい機能障害を残すもの 11.一下肢の三大関節のうち、一関節に著しい機能障害を残すもの 12.一下肢を3センチメートル以上短縮したもの 13.長管状骨に著しい転位変形を残すもの 14.一上肢の二指以上を失ったもの 15.一上肢のひとさし指を失ったもの 16.一上肢の三指以上の用を廃したもの 17.ひとさし指を併せ一上肢の二指の用を廃したもの 18.一上肢のおや指の用を廃したもの 19.一下肢の第一趾又は他の四趾以上を失ったもの 20.一下肢の五趾の用を廃したもの 21.前各号に掲げるもののほか、身体の機能に、労働が制限を受けるか、又は労働に制限を加えることを必要とする程度の障害を残すもの 22.精神又は神経系統に、労働が制限を受けるか、又は労働に制限を加えることを必要とする程度の障害を残すもの

(備考)

視力の測定は、万国式試視力表によるものとし、屈折異常があるものについては、矯正視力によって測定する。

国民年金法施行令別表より

障害の状態

厚生年金保険法施行令別表第1より

障害の状態
1.両眼の視力が0.6以下に減じたもの 2.一眼の視力が0.1以下に減じたもの 3.両眼のまぶたに著しい欠損を残すもの 4.両眼による視野が二分の一以上欠損したもの又は両眼の視野が10度以内のもの 5.両眼の調節機能及び輻輳(ふくそう)機能に著しい障害を残すもの 6.一耳の聴力が、耳殻に接しなければ大声による話を解することができない程度に減じたもの 7.そしゃく又は言語の機能に障害を残すもの 8.鼻を欠損し、その機能に著しい障害を残すもの 9.脊柱の機能に障害を残すもの 10.一上肢の三大関節のうち、一関節に著しい機能障害を残すもの 11.一下肢の三大関節のうち、一関節に著しい機能障害を残すもの 12.一下肢を3センチメートル以上短縮したもの 13.長管状骨に著しい転位変形を残すもの 14.一上肢の二指以上を失ったもの 15.一上肢のひとさし指を失ったもの 16.一上肢の三指以上の用を廃したもの 17.ひとさし指を併せ一上肢の二指の用を廃したもの 18.一上肢のおや指の用を廃したもの 19.一下肢の第一趾又は他の四趾以上を失ったもの 20.一下肢の五趾の用を廃したもの 21.前各号に掲げるもののほか、身体の機能に、労働が制限を受けるか、又は労働に制限を加えることを必要とする程度の障害を残すもの 22.精神又は神経系統に、労働が制限を受けるか、又は労働に制限を加えることを必要とする程度の障害を残すもの

厚生年金保険法施行令別表第2より

Q & A

障害年金の対象となる病気やけがとは

Q1 障害年金の対象となる病気やけがにはどのようなものがありますか？

A1

障害年金は、年金加入中の病気やけがによって生活や仕事などが制限されるようになった場合に、現役世代の方も含めて請求することができます。

障害年金の対象となる病気やけがは、手足の障害などの外部障害のほか、精神障害やがん、糖尿病などの内部障害も対象になります。

病気やけがの主なものは次のとおりです。

1.外部障害

眼、聴覚、肢体(手足など)の障害など

2.精神障害

統合失調症、うつ病、認知障害、てんかん、知的障害、発達障害など

3.内部障害

呼吸器疾患、心疾患、腎疾患、肝疾患、血液・造血器疾患、糖尿病、がんなど

障害の状態が変わったとき

Q2 現在、3級の障害厚生年金を受け取っていますが、障害の状態が悪化しました。

1級または2級に障害等級を変更することはできますか？

A2

65歳になるまでに障害の状態が悪くなった場合は、年金額を改定する請求ができます。

なお、過去に一度でも障害等級2級以上に該当したことのある方は、65歳を過ぎても年金額を改定する請求ができます。

年金額の改定は、ご本人の請求によるほか、日本年金機構へ定期的に提出する診断書により行われます。

2つ以上の障害の状態になったとき

Q3 2級の障害基礎年金・障害厚生年金を受け取っていますが、別のけがで障害が残りました。

前後の障害をあわせて障害年金を受け取ることはできますか？

A3

1級・2級の障害年金を受け取っている方が、さらに別の病気やけがで1級・2級の障害年金を受け取れるようになった場合は、前後の障害をあわせて認定し、1つの障害基礎年金・障害厚生年金を受け取れます。

また、後の障害が3級以下に該当するときは、65歳になるまでに2つの障害をあわせて障害の状態が重くなった場合、年金額を改定する請求ができます。

障害年金以外に老齢年金や遺族年金の受給権があるとき

Q4 現在62歳で遺族厚生年金を受け取っています。2級の障害基礎年金を受け取ることになりましたが、2つの年金を同時に受け取ることはできますか?また、65歳からはあわせて老齢基礎年金も受け取ることはできますか?

A4

65歳になるまでは「遺族厚生年金」「障害基礎年金」のどちらか一方の年金を選択することになります。

65歳になると「障害基礎年金と遺族厚生年金」または「老齢基礎年金と遺族厚生年金」をあわせて受け取ることができます。ただし、老齢基礎年金と障害基礎年金をあわせて受け取ることはできません。

業務上の病気やけがによるとき

Q5 厚生年金加入中ですが、仕事中(業務上)にけがを負ってしまいました。業務上の病気やけがの場合、障害厚生年金はどのようにになりますか?

A5

業務上の病気やけがであっても障害年金を請求することができます。

ただし、労働基準法の規定による障害給付を受け取る権利があるときは、6年間、障害厚生年金を受け取ることができません。

また、労働者災害補償保険法の規定による障害給付が行われるときは、労働者災害補償保険法の給付の一部が減額されます。

障害手当金を受け取れないとき

Q6 老齢厚生年金を受け取っています。障害手当金を受け取ることはできますか?

A6

老齢厚生年金を受け取っている方は、障害手当金を受け取ることができません。

また、障害認定日において次に該当する方は、障害手当金を受け取ることができません。

- ・国民年金、厚生年金または共済年金を受け取っている方
- ・労働基準法または労働者災害補償保険法等により障害補償を受け取っている方
- ・船員保険法による障害を支払事由とする給付を受け取っている方

健康保険の傷病手当金を受給していたことがあるとき

Q7 同じ病気で傷病手当金を受給していたことがありますか?どのようになりますか?

A7

過去に傷病手当金を受給した期間に対して、同一の病気やけがで障害厚生年金を遡って受給できることになった場合は、受給済みの傷病手当金が調整されます。詳しくは、「協会けんぽ」等^{*}へお問い合わせください。

*「協会けんぽ」等: 傷病手当金を受給していた健康保険の保険者(協会けんぽ、健康保険組合等があります)

手続き

障害基礎年金・障害厚生年金・障害手当金（一時金）を受け取るためには、年金の請求手続きが必要です。障害の状態になった場合は、お近くの年金事務所などにご相談ください。

■ 請求書類などの提出先

20歳前に初診日がある方

国民年金加入中に初診日がある方など
障害基礎年金



お近くの年金事務所

お住まいの市（区）役所または町村役場

厚生年金加入中に初診日がある方など

障害厚生年金

障害手当金（一時金）



お近くの年金事務所（初診日時点で共済組合等に加入していた方は、初診日時点で加入していた共済組合等）

■ 手続きの流れ

初診日を確認のうえ、年金事務所や市（区）役所または町村役場に相談します。

- ・事前に保険料の納付要件や手続きに必要な書類（診断書など）を確認します。



「年金請求書」を年金事務所や市（区）役所または町村役場に提出します。

- ・日本年金機構で、障害の状態の認定や障害年金の決定に関する事務が行われます。



「年金証書」「年金決定通知書」「年金を受給される皆様へ（パンフレット）」が日本年金機構からご自宅に届きます。

- ・年金請求書の提出から、約3カ月後に届きます。
＊主治医に障害の状態を確認する必要がある等の理由により、審査に時間を要する場合があります。
- ・パンフレットには、必要な届出などを記載しています。
年金証書といっしょに大切に保管し、必要なときに読みかえしてお役立てください。
- ・障害年金を受け取れない場合には、日本年金機構から不支給決定通知書が送付されます。



年金証書がご自宅に届いてから約1～2カ月後に、年金の振り込みが始まります。

- ・年金請求時に指定された口座へ、偶数月に2カ月分振り込まれます。

お問い合わせ先

ご不明な点は、お近くの年金事務所、街角の年金相談センターにご相談ください。
障害年金の一般的なお問い合わせは、ねんきんダイヤルもご利用いただけます。

**年金のお問い合わせは『ねんきんダイヤル』へ！
来訪相談のご予約は『予約受付専用電話』へ！**

『ねんきんダイヤル』 年金相談に関する一般的なお問い合わせ



0570-05-1165

050から始まる電話でおかけになる場合は (東京) **03-6700-1165**

<受付時間>

月曜日 午前8:30～午後7:00

火～金曜日 午前8:30～午後5:15

第2土曜日 午前9:30～午後4:00

※月曜日が祝日の場合は、翌日以降の開所日初日に午後7:00まで相談をお受けします。

※祝日（第2土曜日を除く）、12月29日～1月3日はご利用いただけません。

来訪相談のご予約は『予約受付専用電話』へ



0570-05-4890

050から始まる電話でおかけになる場合は (東京) **03-6631-7521**

<受付時間>

月～金曜日（平日） 午前8:30～午後5:15

※土日祝日、12月29日～1月3日はご利用いただけません。

お問い合わせ、ご予約の際は、基礎年金番号がわかるものをご用意ください。

- ナビダイヤルは、一般的な固定電話からおかけになる場合は全国どこからでも、市内通話料金でご利用いただけます。ただし、一般的な固定電話以外（携帯電話等）からおかけになる場合は、通常の通話料金がかかります。
- 「03-6700-1165」「03-6631-7521」の電話番号におかけになる場合は、通常の通話料金がかかります。
- 「0570」の最初の「0」を省略したり、市外局番をつけて間違った電話になっているケースが発生していますので、おかけ間違いにはご注意ください。
- 月曜日など休日明けや、お客様のお手元に通知書が届いた直後（5日程度）は電話がつながりにくくなっています。週の後半と月の後半は、つながりやすくなっていますので、どうぞご利用ください。
- 代理人（二親等以内）の方からお問い合わせいただく場合は、ご本人の基礎年金番号または照会番号に加え、代理人の方の基礎年金番号も必要となります。
- 年金事務所等の窓口で年金請求の手続きや、受給している年金についての相談を希望される方は、ぜひ、予約相談をご利用ください。

日本年金機構のホームページもご利用ください。

日本年金機構

検索

<https://www.nenkin.go.jp/>

- 年金の基礎知識、全国の年金事務所の所在地と電話番号などがご確認いただけます。
- “ねんきんネット”では、インターネットを利用してご自身の年金加入記録をいつでも閲覧できます。
- このサービスをご利用していただくためには、あらかじめユーザID、パスワードのお申込みをしていただく必要があります。